

所属長等に任用された後に所管することとなる事務に関する課題の抽出及びその解決に向けた方策の検討を行う公募所属長等任用予定者会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、所属長等に任用された後に所管することとなる事務に関する課題の抽出及びその解決に向けた方策の検討を行う公募所属長等任用予定者（以下「当該会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 当該会計年度任用職員は、公募所属長等の候補者として選考され、任用予定の者の中から任用する。

(勤務時間)

第3条 当該会計年度任用職員の勤務時間及びその割振りについては、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり30時間を超えない範囲とする。

(報酬等)

第4条 当該会計年度任用職員の報酬等は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年大阪市規則第27号）の定めるところによる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、当該会計年度任用職員に関して必要な事項は総務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。